

豊川市介護保険関係事業者連絡協議会 慶弔金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、豊川市介護保険関係事業者連絡協議会（以下「協議会」という）の会員事業所に対し、慶弔金を支給することに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象事項)

第2条 祝い金の対象となるものは、協議会の会員事業所が新たな介護保険事業所を新築にて開設した場合、もしくは既存事業所を全面的に改築した場合で、会長が必要と判断したものとする。

2 見舞金の対象となるものは、地震・風水害等の自然災害により、協議会の会員事業所が通常の営業が続けられない程度の建物被害を受けた場合で、会長が必要と判断したものとする。

(慶弔金額)

第3条 祝い金については、祝花1基相当額を支給する。

2 見舞金については、災害を受けた事業所が建物・資器材の全部を失った場合は30,000円、半分相当を失った場合は10,000円を支給する。

(支給決定)

第4条 会長は、慶弔金の支給対象事項が発生した場合は事務局に報告し、本規定に従い当該年度の予算の範囲内において支給決定を行うものとする。

2 支給決定に際し、協議が必要と判断した場合は、速やかに部会長会議を開催し、適用の可否を審議するものとする。

(支給方法)

第5条 祝い金は、会長より祝花1基を対象事業所に対して現物支給する。

2 見舞金は、会長より対象事業所に対して現金支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めるものの他、慶弔金の支給に際し必要な事項は、会長が招集する部会長会議の議決により定めるものとする。

2 大規模災害が発生し、予算を大幅に超える見舞金の支給が必要となる場合は、会長が招集する理事会および運営審議会にて対応を審議するものとする。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。